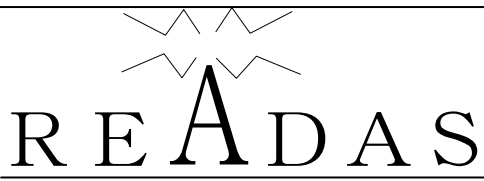


第 5419 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 3月 2日 水曜日
----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 申告不要の配当所得

Q：配当所得には申告不要になるものがあるようですが、どのような場合に申告不要になるのですか？

A：次のような場合には、申告不要になります。

【解説】

配当所得がある場合でも、次の場合は申告が不要とされています。

- ①内国法人から受ける配当等(②から④までのものを除く)で1回に支払を受けるべき金額が、10万円に配当計算期間の月数を乗じてこれを12で除して計算した金額以下の金額であるもの
- ②内国法人から支払を受ける上場株式等の配当等のうち、その配当等に係る事業年度終了の日において、その内国法人の発行済株式総数の3%以上に相当する株式を有する者(大口株主)がその内国法人から支払を受けるもの以外のもの
- ③内国法人から支払を受ける公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたもの(④を除く)
- ④特定投資法人の投資口の配当等
ただし、確定申告をして、配当控除を受ける場合や源泉徴収税額の税額控除を受ける場合、上場株式等の譲渡損失と損益通算する場合、確定申告をしないで源泉徴収だけで済ませる場合には、いずれか有利な方を選択することができることとなっています。

